

## 令和3年度相模原市内部統制評価報告書

相模原市長本村賢太郎は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

### 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

相模原市内部統制基本方針に基づき、本市行政の信頼性及び透明性の確保を図ることを目的とし、全庁的な内部統制体制を整備するとともに、業務レベルにおいて財務に関する事務のリスクの分析及び評価とこれに基づくリスク対策を実施しています。

なお、内部統制は、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクによる不備を適時に発見することができない可能性があります。

### 2 評価手続

令和3年4月1日から令和4年3月31日までを評価対象期間とし、令和4年3月31日を評価基準日として、地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成31年3月総務省公表)に示された評価項目及び手続に基づき、評価を実施しました。

### 3 評価結果

評価を実施したところ、本市内部統制は評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

### 4 不備の是正に関する事項

業務レベルの運用上の不備を46件把握しましたが、重大な不備はないと判断しました。当該不備につきましては、既に是正し、再発防止策を講じています。

令和4年5月31日 相模原市長 本村 賢太郎